

大船渡地区環境衛生組合議定会議録

令和 3 年 1 1 月 2 4 日招集

第 2 回 定 例 会

大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合告示第6号

令和3年大船渡地区環境衛生組合議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月17日

大船渡地区環境衛生組合

管理者 大船渡市長 戸田 公明

記

- 1 期 日 令和3年11月24日（水）午前10時
- 2 場 所 大船渡市役所 議員控室

令和3年大船渡地区環境衛生組合議会

第2回定例会議事日程表

議事日程第1号

令和3年11月24日（水） 午前10時開議

- | | | |
|------|-------|---|
| 日程第1 | | 会期の決定 |
| 日程第2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | 認定第1号 | 令和2年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第1号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）を定めることについて |

出席議員（10名）

議長	東 堅市 君	副議長	村上 薫 君
1 番	佐藤 優子 君	2 番	金子 正勝 君
3 番	森 亨 君	5 番	荻原 勝 君
6 番	船砥 英久 君	7 番	山本 和義 君
8 番	紀室 若男 君	10 番	熊谷 昭浩 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	大船渡市長	戸田 公明 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	志田 努 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	細谷 真実 君
監査委員	知識経験者	新沼 敏明 君
事務局長		安居 清隆 君

幹事出席者

大船渡市市民生活部市民環境課長	伊藤 真紀子 君
住田町町民生活課長	紺野 勝利 君

事務局出席者

書記	大友 崇志 君
書記	笹崎 大岳 君

○議長（東堅市君） ただいまから令和 3 年大船渡地区環境衛生組合議会第 2 回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 10 名全員であります。

次に、当局より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

○管理者（戸田公明君） 本日は、第 2 回定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。当組合の執行機関に異動がありましたので、この場をお借りいたしまして、ご紹介させていただきます。

当組合副管理者の神田謙一町長であります。先の住田町長選挙におきましてみごと再選を果たされ、2 期目の就任をなされたところでございます。この場をお借りいたしまして心からお慶びを申し上げますとともに、当組合の運営につきまして更なるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。紹介とさせていただきます。

なお、当組合幹事の異動につきましては、事務局長の方から紹介をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。私からは以上であります。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは私から今年度新任となりました幹事をご紹介させていただきます。大船渡市市民生活部市民環境課長の伊藤真紀子でございます。私からは以上であります。

○議長（東堅市君） ここで議事日程に入る前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から、令和 2 年度分、令和 3 年 1 月分から 5 月分及び令和 3 年度分、令和 3 年 4 月分から 9 月分の一般会計並びに歳計外現金の例月出納検査結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。以上で諸報告を終わります。

○議長（東堅市君） それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（東堅市君） 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名

議員は、規定により議長から 9 番村上薫君、10 番熊谷昭浩君の両名を指名いたします。

○議長（東堅市君） 次に日程第 3、認定第 1 号、令和 2 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。管理者。

○管理者（戸田公明君） それではご説明申し上げます。認定第 1 号、令和 2 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についての内容につきましては、事務局長から説明をいたさせますので、ご審議いただきますよう、よろしく願い申し上げます。なお、決算審査意見書を添えてございますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは認定第 1 号についてご説明いたします。議案書の認定第 1 号をお開き願います。認定第 1 号、令和 2 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 2 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定をお願いするものでございます。

別冊の歳入歳出決算書によりご説明させていただきます。決算書の 2 ページ、3 ページ目をお開き願います。歳入でございます。款、項、収入済額 B の順に申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項分担金 2 億 80 万 9,000 円。2 款使用料及び手数料、1 項手数料 1,827 万 4,000 円。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 39 万 6,000 円。4 款繰越金、1 項繰越金 1,005 万 4,658 円。5 款諸収入、1 項組合預金利子 316 円。2 項雑入 116 万 2,278 円。6 款組合債、1 項組合債 6,070 万円。以上、歳入合計は 2 億 9,139 万 6,252 円でございます。

4 ページ、5 ページをお開き願います。歳出でございます。款、項、支出済額 B の順に申し上げます。1 款議会費、1 項議会費 34 万 8,368 円。2 款総務費、1 項総務管理費 2,799 万 1,922 円。2 項監査委員費 6 万 9,275 円。3 款衛生費、1 項清掃費 2 億 4,595 万 5,610 円。4 款公債費、1 項公債費 662 万 7,572 円。5 款予備費、こちらについては支出がございませんでした。以上、歳出合計は 2 億 8,099 万 2,747 円でございます。歳入歳出差引残額につきましては 1,040 万 3,505 円となっております。

次に 10 ページ、11 ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書についてご説明いたします。はじめに歳入でございます。款、項、目、節、収入済額の順に申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項 1 目分担金、1 節事務費分担金 1 億 8,518 万円。大船渡市及び住田町の内訳は備考欄のとおりでございます。2 節建設費分担金、同じく 1,562 万 9,000 円。こちらも内訳は備考欄のとおりでございます。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目衛生手数料、1 節清掃手数料 1,827 万 4,000 円。事業系、家庭系ごみをクリーンセンターに持ち込みする際の廃棄物処理手数料でございま

す。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節環境衛生費補助金 39万6,000円。廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございます。これは令和2年度中に実施しました最終処分場の放流水等における放射性物質の濃度測定に要した経費に対する国からの補助金でございます。4款繰越金、1項1目1節繰越金 1,005万4,658円。前年度からの繰越金でございます。5款諸収入、1項1目1節組合預金利子 316円。2項1目1節雑入 116万2,278円。各地域のごみステーションで回収した資源古紙の引渡料などでございます。

返していただきまして12ページ、13ページをお開き願います。6款組合債、1項組合債、1目衛生債、1節公共施設等除却債 6,070万円。旧焼却施設の煙突解体撤去費用に係る公共施設等適正管理推進事業債の借入れ分でございます。以上、歳入合計は2億9,139万6,252円でございます。

それでは16ページ、17ページをお開き願います。次に歳出でございます。款、項、目、支出済額の順に申し上げます。1款1項1目議会費 34万8,368円。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費 2,799万1,922円。主なものといたしまして、大船渡市派遣の一般職の職員3名の人件費ほか、10節需用費、各種消耗品費、光熱水費などでございます。

返していただきまして18ページ、19ページでございます。2項1目監査委員費 6万9,275円。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費 2億4,595万5,610円。技労職の職員8名の人件費のほか、主なものといたしまして7節報償費、資源回収を行った団体等に交付する集団資源回収事業奨励金、10節需用費、中間処理施設及び最終処分場施設における各種消耗品費、光熱水費、修繕料などでございます。

返していただきまして20ページ、21ページでございます。12節委託料、主なものといたしまして解体撤去等、可燃物収集、不燃物処理・粗大ごみ広域運搬、最終処分場水質検査、木くず類処理、一般持ち込み受付などでございます。13節使用料及び賃借料、猪川町の中間処理施設や住田町世田米の最終処分場施設の敷地に係る賃借料などでございます。

次に22ページ、23ページをお開き願います。4款1項公債費、1目元金 657万6,188円。平成23年度に実施しました積込中継施設整備に係る事業債と、平成30年度に塵芥収集車1台を購入した一般廃棄物処理事業債の償還金でございます。同じく、2目利子 5万1,384円。償還金に係る利子でございます。5款1項1目予備費については支出がございません。以上、歳出合計は2億8,099万2,747円でございます。

24ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。1歳入総額 2億9,139万6,000円。2歳出総額 2億8,099万2,000円。3歳入歳出差引額 1,040万4,000円。5実質収支額 1,040万4,000円。以上でございます。

次に、令和2年度財産に関する調書についてご説明いたします。26ページ、27ページをお開き願います。1公有財産につきまして、決算年度中の土地及び建物、行政財産の増減はございませんでした。なお、令和2年度中には旧焼却施設の煙突の除却

を行っておりますが、煙突は建築物ではなく工作物に分類されますことから、建物以外のものとして、もとより本調書の積込中継施設の面積には計上されておりませんので、増減はないところでございます。

続いて 28 ページをお開き願います。2 物品につきましては、車両等の更新、廃棄等はありませんでしたので増減はございません。

次に、別冊でお配りしてございます令和 2 年度主要な施策の成果に関する説明書についてでございます。1 ページをお開き願います。決算の状況につきましては、1 から 4 の歳入歳出決算総括表、性質別歳出決算総括表、歳入事項別説明書の説明を省略させていただきます。

6 ページ、7 ページをお開き願います。5 の歳出事項別説明書でございます。主なものとしまして、7 ページ、3 款衛生費から説明させていただきます。

返していただきまして、8 ページをお開き願います。2 資源回収団体への奨励金交付でございます。ごみの減量化、再資源化を図る取り組みとして、資源ごみの集団資源回収を行った団体と資源回収組合に対しまして、回収実績に応じて 1 kg あたり 5 円の奨励金を交付しております。昨年度実績では、地域の子ども会や学校、自治会など、例年並みの 82 の団体の登録がありましたが、実際の活動では 61 の実施団体となり、奨励金の交付は例年の半分程度となっております。各実施団体の活動は、新型コロナウイルス感染症の影響で自粛または制限されまして、前年度実績を大幅に下回りましたが、今後ごみの減量化や再資源化に関する社会意識の醸成を図る有効手段として本事業を実施し、循環型社会づくりを推進してまいります。

3 可燃物収集でございます。令和 2 年度は、長期継続契約によります 3 か年契約の最終年度にあたります。可燃ごみにつきましては、直営または民間への業務委託によりまして、地域ごとに必要な収集の機会を確保し、適切にごみ処理を行っているところであります。引き続き業務運営の効率化を図り、日常生活に不可欠なごみ収集の安定化に努めてまいります。

9 ページをご覧願います。4 不燃物処理及び粗大ごみ広域運搬でございます。同じく 3 か年契約の最終年度にあたります。不燃ごみにつきましては、民間への業務委託により地域ごとに必要な収集の機会を確保するとともに、粗大ごみ等の処理・運搬業務等を実施しており、適切にごみ処理を行っているところです。可燃物収集同様、引き続きごみ収集等の安定化に努めてまいります。下段以降は、ごみの搬入搬出、再資源化等の過去 5 か年の実績として各表に取りまとめてございます。

10 ページをお開き願います。5 水銀使用製品処分でございます。水銀による環境の汚染の防止に関する法律等により、水銀使用廃製品となった蛍光管や乾電池につきまして、岩手沿岸南部クリーンセンターでは処理できなくなったことを機に、民間事業者の協力によりまして、拠点方式による効率的な回収を行うとともに、運搬、処理を専門業者に依頼し、適切に処分しています。地球規模における水銀排出削減に向けた継続的な取り組みいたしまして、分別回収の普及啓発を推進してまいります。

11 ページをご覧ください。6 最終処分場水質検査でございます。最終処分場におきまして、排水基準に従った検査項目を、月1回、年2回など、項目ごとに決まった頻度で定期的な検査を行っておりますが、いずれも異常は見られませんでした。雨水の浸透で発生する浸出水は通年適正に処理できており、周辺環境への負担軽減が図られております。引き続き、浸出水処理施設の機能を維持し、適正な管理のもと水環境の保全に努めて参ります。

7 最終処分場放流水放射線測定でございます。地下水、放流水からの放射性物質の測定結果はいずれも不検出となっております。今後も国の動向に注視しながら、引き続き測定調査を行ってまいります。

12 ページをお開き願います。8 清掃美化運動推進事業でございます。家庭から排出される生ごみの減量化と循環利用の促進を目的に、構成市町と連携いたしまして、生ごみ処理容器等の普及推進を図っております。近年は小型の処理容器が市販されるなど、少子高齢化、核家族化の進展で家族構成も多様化しており、対象品目の見直しなど、事業を活性化させるための検討を行いながら、引き続き普及推進に努めてまいります。

9 施設整備、維持修繕につきまして、中間処理施設、最終処分場施設及び収集車両につきまして、計画的な保守点検に合わせ、必要に応じて維持修繕をするなど、円滑にごみ処理業務を実施しております。老朽化する施設や設備等も多く、予防保全や長寿命化のための施設整備に重点を置き、コスト削減と安定したごみ処理施設の運営管理に努めてまいります。

13 ページをご覧ください。第4款、公債費でございます。起債の借り入れ状況でございますが、平成23年度から令和2年度までにご覧の3つの起債の借り入れを行っております。また、その下段の表では、償還額の見込みといたしまして、今後5年間の元金、利子等の金額を記載してございます。

以上で、認定第1号、令和2年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定に係る説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（東堅市君） 次に、決算の結果について監査委員の報告を求めます。新沼監査委員。

○代表監査委員（新沼敏明君） 令和2年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要について申し上げます。なお、金額につきましては、千円単位で申し上げます。

はじめに一般会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げます。審査に付されました決算書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正であるものと認めるところであります。

次に予算の執行状況であります。歳入決算額は2億9,139万6,000円で前年度より6,415万円、28.2%の増、歳出決算額は2億8,099万3,000円で前年度より6,380

万 1,000 円、29.4%の増となっており、歳入歳出差引額は 1,040 万 4,000 円となっております。決算額が増額となった主な要因は、令和 2 年度において旧焼却施設の煙突の解体撤去を実施したこと等によるものでございます。

次に、事業内容についてであります。資源古紙を含めた可燃ごみ及び不燃ごみの収集と直接搬入を合わせた合計収集量は 1 万 525.6 トンで、対前年度比 2.4%の減となっております。内訳をみますと、可燃ごみは 9,187.4 トンで全体の 87.3%、対前年度比 2.1%の減となっており、不燃ごみは 1,096.1 トンで全体の 10.4%、対前年度比 7.1%の減となっております。ごみの減量化に向けた取り組み等により、ごみ処理量は 1 万 260.1 トンで、前年度を 318.2 トン、3.0%下回っており、今後ともごみの減量化、再資源化等の各種施策の推進に一層努められるよう望むものであります。

終わりに、今後とも施設の適正な維持管理と地域住民の快適な生活環境の確保に努められるよう期待し、決算審査の報告といたします。

○議長（東堅市君） 以上で認定第 1 号について説明を終わります。次に、認定第 1 号について歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑のある方。9 番村上議員。

○9 番（村上薫君） 9 番村上薫でございます。2 点質問あるいは提案をさせていただきます。主要な施策の成果に関する説明書の 5 ページの真ん中あたりの資源古紙の引渡しに関わりましてお尋ねいたします。資源古紙の引渡料が多いときの 1/2 から 1/3 に減ってきている。この要因というのは、さきほど、ページは 8 ページですか、8 ページに新型コロナウイルスの感染症における活動の自粛とか制限があったということで説明をされております。そのことは理解をいたしました。そこでその古紙の回収をですね、2030 年での達成を目指す SDG s に大いに関連するものと思います。紙の原料というのは元をたどれば木材。古紙のリサイクルは投入される木材の量を抑制し、森林資源の持続可能な利用に貢献します。SDG s の循環型社会の形成に大きく貢献する訳ですので、その資源古紙の回収を今一度促進すべき。組合が行っている業務が SDG s とどのように関わっているのかを分かりやすく住民に周知することも大事ではないかというふうに考えます。この点についての答弁をいただきたいと思っております。それから 9 ページになりますが、改めて確認させていただきたいと思っております。4 番目の継続の契約に関わっておりますね、この表を見ますと、平成 24 年度から平成 26 年度までが 890 万程、27 年度から 29 年度まで 1,200 万、30 年度から令和 2 年度が 1,600 万ということで、これを比較しますとだいたい 35%位ずつ上昇している訳ですね、金額が。令和 3 年度の予算を確認すれば良かったのですが、改めて確認するという意味で、今後、例えばこの契約の金額が同じように 35%とかいうふうに上がっていくのかどうかをお尋ねしたいと思っております。以上でございます。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは SDG s と当組合との関わりということになりますけれども、こちらにつきましては、SDG s につきましては、いろんな目線で考えますと、関連することは当組合におきましてもごみ処理の関係でですね、環境的な

役割としてですね、いろんな目標に関わっております。その中でも 12 番の、SDGs の 12 番の作る責任、使う責任というところが特に深く関わっているかなと思っております。その中でですね、食品ロスが特に謳われておりまして、日本国内でもかなり食品ロスに関する取り組みを、企業がですね、一体的に進めているところであります。そういった中で、大船渡のほうでも、市内でもですね、ダンボールの回収とか、地域でも、企業のほうでも取り組みがだんだん広がっているのが見えてきており、捉えているところであります。そういった中で当組合といたしまして住民に対してですね、今、広報等は直接出してはございませんので、そういった取り組みによって循環型社会を推進していくということを含めた中身でですね、構成市町の、市とか町の広報を利用させていただきまして、そういったSDGs と当組合との関わりというものを今後出していきたいところであります。2つ目の可燃、不燃物のごみ処理の委託の関係でございます。この過去のデータにございますとおり、平成 24 年からは 890 万ということで捉えておりますけれども、当時はですね、中国の市況とかそういったものの影響を受けまして、鉄、金属類がですね、特に値段が、単価が高騰していた時期でございまして、このあたりは不燃物の業者につきましては、集めた、再資源化した缶とかビンとか、そういう金属類を含めまして売り払いを委託業者をお願いしているところでございます。そういった利益分を考慮しまして入札に参加していただいているところでありますので、当時はそういった要因がございましたので、金額も、そういった委託金額に対しては安く入札が出来たところであります。現在の状況を申しますと、現在はそういった、皆さんご存じのとおり、中国市場がですね、2 年位前に閉鎖、いろんな、プラスチック等につきましても閉鎖したということで、紙類、ペットボトル単価が下がっている状態のところですね、平成 30 年度あたりは金額がだいぶ上がってしまっているということでもあります。実は今年の 3 月にまた入札をしまして、今ここにデータがなくて申し訳ないのですが、この 1,600 万より下がった金額で契約をしております。それで今後なんですけれども、不燃物につきましては、そういった市場の取引単価が影響しまして各業者さんも入札しておりますので、そういった動向、中国だけではないんですが、国内のそういった需要とかですね、物価の上がり具合で金額が変わっていくものと思っております。以上であります。

○議長（東堅市君） よろしいでしょうか。そのほか皆さんから。7 番山本和義君。

○7 番（山本和義君） 私から、生ごみの処理に関して、ちょっといろんな補助金関係の管理についてお尋ねしたいと思います。生ごみの処理については生ごみ処理機とか生ごみ処理容器とかがあって奨励している訳ですけれども、一方では可燃ごみの中に生ごみが入っているものと思うんですけども、生ごみを処理するというと相当の燃料が、熱量が、二酸化炭素が排出、増大するという割合があると思いますが、どこかの資料にあるのかもしれませんが、実際可燃ごみの中にどのくらいの生ごみ量が入っているのか、分かればお尋ねしたいと思います。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） 入っている分量につきましては、今までごみ質分析というものをしております、ただ、生ごみ単体でごみの分量がどの位というのはこちらでも把握は出来てはいないんですけれども、実は昨年まで主要な施策のほうにもごみ質分析を載せておりますけれども、今回、金額が少ないということで掲載してありませんでしたけれども、その中で水分量でいきますと 50%位、入っているというふうになっております。50%がじゃあどの位というと、重さ的な、容量という重さ的には、乾かせばごみの量は半分になるということです。これらは焼却施設を持っているところで本格的に成分量を見まして、今、うちのほうでは焼却炉を廃止しまして分析自体は義務にはなっていないところですが、参考までにですね、春とそれから秋にですね、年2回そういった分析はしております。今は指定袋を使って、透明な袋を住田町の住民の方々と利用しておりますので、他の自治体から見ますと透明性といえば変ですけども、指定袋を使い始めてからかなりそういった生ごみのほうは減っているということとは認識してございます。

○議長（東堅市君） 山本和義君。

○7番（山本和義君） 市民の意識も徐々に高まってきていることとは思いますけれども、やはり今の答弁ですと全体的なごみの量の約半分くらいは生ごみという多さで聞いていけばね、そういうことであれば予想よりもかなり多かったですから、今後は可燃ごみの中に占める生ごみの量をいかに減らしていくかということも重要な課題になってくると思うんですけれども、今後もそういう可燃ごみの中の生ごみを減らしていく方策というか方針というか、そういうものがあればお聞きします。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） さきほどの水分量の話なんですけれども、生ごみだけでなく通常の紙類であっても水分というのは含まれておまして、本当にパラパラとなるぐらいドライにする状況の中に水分がいっぱい含まれてございまして、それで 50 という数値になってございます。生ごみにつきましては、ごみの減量化に一番密接でございまして、当組合として引き続きまして構成市町の公衆衛生組合と連携いたしまして、生ごみ処理機の普及拡大等を進めていきたいと思っております。以上でございまして。

○議長（東堅市君） 山本和義君。

○7番（山本和義君） ぜひ生ごみを減らしていく方向で検討しながら進めていただきたいと思っております。次にいろんな、清掃美化運動推進事業とか資源回収奨励金交付とか、8ページになります。主要な施策の成果に関する説明書で8ページ、12ページに離れていますけれども、この数字に直接という訳ではないんですけど、これを決算に入っている、決算書に含まれているということは、その中で、決算処理の中で通帳管理とか、別にやっているのかとかね、会計の中でどういう処理をして、職員がどういう処理をしてやっているのか。平たく言えば専用の通帳などがあるのかないのか。これに関して一旦それに関する通帳に移して補助金を出しているものなのか。その辺

をちょっとお聞きしたいと。ちょっと消防組合のほうで前にいろいろ不祥事もあったということで、いろいろ気になることがあって、そういう仕事のやり方がどういうふうなのかちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（東堅市君） 補助金の出し方についてということでよろしいですか。事務局長。

○事務局長（安居清隆君） さきほどの流れにもなりますけど環境美化のほうにつきましては、そういった通帳等は一切ございません。環境美化に関して、12 ページの8番の清掃美化運動推進事業につきましては補助金ということで、こちらは公衆衛生組合、各構成市町のほうで幹旋している団体でありまして、そちらのほうを通して補助金として出しております。それから返していただきまして8ページの資源回収団体、こちらの奨励金の交付でございますが、こちらはさきほど申した61の団体が、たとえばスポ小とかですね、各公民館とかですね、そういった団体になりますけれども、こちらのほうに直接振り込みしている状況でございます。以上であります。

○議長（東堅市君） 山本和義君。

○7番（山本和義君） そういうことであればあまり心配はないかと思っておりますけれども、資金の支出、移動管理については厳正な対処というか複数の職員で管理するとか、いろいろ心がけていただきたいと要望して質問を終わります。

○議長（東堅市君） それではそのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。認定第1号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

○議長（東堅市君） 次に日程第4、議案第1号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは議案第1号についてご説明いたします。議案書の議案第1号をお開き願います。議案第1号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について。別冊のとおり制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。行政手続きにおける押印の廃止等に関し、所要の規定の整備をしようとするものでございます。なお、当組合を構成する各市町のうち、大船渡市におきましては令和3年9月定例会において同様の条例を改正しているところであります。

条例案につきましては、別冊にてお配りしております管理者提出条例議案の1ページをお開き願います。内容につきましては、別冊の議案第1号説明要旨により説明し、

全文に代えさせていただきます。説明要旨の1ページをお開き願います。議案第1号説明要旨。1本則でございます。第2条について、新たに職員となった者のサービスの宣誓について、任命権者等の面前での宣誓書への署名押印を不要とし、任命権者への宣誓書の提出とすること等を定めるものでございます。別記様式について、宣誓書の様式から押印箇所を示した印を削ることを定めるものでございます。2附則でございます。この条例の施行期日を公布の日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、議案第1号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第5、議案第2号、令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第1号を定めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは議案第2号についてご説明いたします。議案書の議案第2号をお開き願います。議案第2号、令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第1号を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第218条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは別冊の令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第1号により説明させていただきます。1ページをお開き願います。令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第1号でございます。令和3年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計補正予算第1号は次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ605万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,241万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項分担金、435万2,000円の減。4款繰越金、1項繰越金1,040万2,000円の増。次に歳出でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。3款衛生費、1項清掃費605万円の増。このことから、歳入歳出の合計額を歳入歳出とも2億4,241万6,000円とするものでございます。補正予算に関する説明でございますが、最初に6ページをお開き願います。3歳出で

ございます。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費につきまして、不足する修繕料605万円を計上しておりますが、決算状況により繰越金において調整を行うものでございます。前のページに戻りまして5ページをお開き願います。2歳入でございます。1款1項分担金につきまして、事務費分担金の額を繰越金と同額の1,040万2,000円で減額し、修繕料分について、建設費分担金として605万円を増額で計上しております。この差額分といたしまして、435万2,000円の減額補正を行っているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、議案第2号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして本定例会に提出されましたすべての案件が議了いたしました。

これをもちまして、令和3年大船渡地区環境衛生組合議会第2回定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午前10時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

大船渡地区環境衛生組合議会議長

署名議員

署名議員